# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の４の７第１項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年２月12日 |
| 【四半期会計期間】 | 第２期第３四半期(自 平成21年10月１日 至 平成21年12月31日) |
| 【会社名】 | 株式会社三越伊勢丹ホールディングス |
| 【英訳名】 | Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長執行役員<br>石塚 邦雄 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区銀座四丁目６番16号 |
| 【電話番号】 | 03（5843）5115 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員管理本部経理部長<br>山崎 茂樹 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都新宿区新宿五丁目16番10号 |
| 【電話番号】 | 03（5843）5115 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員管理本部経理部長<br>山崎 茂樹 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号）<br><br>証券会員制法人福岡証券取引所<br>（福岡市中央区天神二丁目14番２号） |

# 第一部 【企業情報】

# 第１ 【企業の概況】

## １ 【主要な経営指標等の推移】

### 連結経営指標等

| 回次 | | 第１期<br>第３四半期<br>連結累計期間 | 第２期<br>第３四半期<br>連結累計期間 | 第１期<br>第３四半期<br>連結会計期間 | 第２期<br>第３四半期<br>連結会計期間 | 第１期 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 会計期間 | | 自 平成20年４月１日<br>至 平成20年12月31日 | 自 平成21年４月１日<br>至 平成21年12月31日 | 自 平成20年10月１日<br>至 平成20年12月31日 | 自 平成21年10月１日<br>至 平成21年12月31日 | 自 平成20年４月１日<br>至 平成21年３月31日 |
| 売上高（注）１ | （百万円） | 1,101,692 | 978,560 | 396,255 | 361,455 | 1,426,684 |
| 経常利益 | （百万円） | 31,062 | 18,956 | 11,826 | 12,088 | 35,052 |
| 四半期（当期）純利益又は四半期純損失（△） | （百万円） | 15,752 | △10,475 | 3,554 | △14,634 | 4,683 |
| 純資産額 | （百万円） | ― | ― | 510,522 | 474,496 | 489,740 |
| 総資産額 | （百万円） | ― | ― | 1,424,580 | 1,397,011 | 1,351,633 |
| １株当たり純資産額 | （円） | ― | ― | 1,276.20 | 1,176.11 | 1,225.85 |
| １株当たり四半期（当期）純利益金額又は四半期純損失金額（△） | （円） | 40.62 | △26.87 | 9.17 | △37.26 | 12.08 |
| 潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額（注）２ | （円） | 40.61 | ― | 9.16 | ― | 12.07 |
| 自己資本比率 | （%） | ― | ― | 34.7 | 33.2 | 35.2 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | （百万円） | 28,010 | 20,937 | ― | ― | 18,162 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | （百万円） | △25,909 | △22,830 | ― | ― | △27,429 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | （百万円） | 1,837 | 2,654 | ― | ― | 7,116 |
| 現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高 | （百万円） | ― | ― | 43,069 | 35,611 | 34,749 |
| 従業員数 | （名） | ― | ― | 17,838 | 16,096 | 17,352 |

（注）１ 売上高には、消費税等は含まれておりません。
２ 第２期第３四半期連結累計（会計）期間の潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式は存在しますが１株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第３四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第３四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

| | |
|---|---|
| 従業員数(名) | 16,096 （14,835） |

（注）１ 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
２ 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第３四半期連結会計期間の平均雇用人員（１日８時間換算）であります。
３ 従業員数が当第３四半期連結会計期間において1,203名減少しておりますのは、主として株式会社三越において早期退職特別支援制度を実施したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

| | |
|---|---|
| 従業員数(名) | 308 （122） |

（注）１ 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
２ 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第３四半期会計期間の平均雇用人員（１日８時間換算）であります。

# 第２ 【事業の状況】

## １ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社及び当社の関係会社においては、その他事業の一部に実績がありますが、当社グループ全体の事業活動に占める比重が極めて低いため、記載を省略しております。

(2) 販売実績

当第３四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 販売高(百万円) | 前年同四半期比(%) |
|---|---|---|
| 百貨店業 | 336,548 | 91.4 |
| クレジット・金融業 | 2,386 | 87.5 |
| 小売・専門店業 | 13,113 | 91.8 |
| 友の会事業 | 69 | 68.1 |
| その他事業 | 9,338 | 86.0 |
| 合計 | 361,455 | 91.2 |

(注) １ セグメント間取引については、相殺消去しております。
２ 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
３ 従来、友の会事業は、その他事業に含めておりましたが、前連結会計年度末より友の会事業として区分表示することに変更しているため、前年同四半期比較にあたっては前第３四半期連結会計期間の数値を変更後の区分に組み替えて行っております。

## ２ 【事業等のリスク】

当第３四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## ３ 【経営上の重要な契約等】

グループ内の組織再編に伴う株式交換、吸収合併及び吸収分割契約について

当社は、平成21年12月22日開催の取締役会において、平成22年４月１日を効力発生日（予定）として、友の会及び保険事業並びにビルメンテナンス事業に係るグループ内の組織再編を行うことを決議し、同日付で株式交換、吸収合併及び吸収分割契約書を締結いたしました。

具体的には、友の会及び保険事業については、①株式会社三越友の会（以下「三越友の会」）及び株式会社イセタンクローバーサークル（以下「イセタンクローバーサークル」）に係る経営管理及び営業支援業務を当社から100%子会社である株式会社エムアイカード（以下「エムアイカード」）に承継させる吸収分割、②三越友の会とイセタンクローバーサークルの合併、並びに③エムアイカードと弊社の100%子会社である株式会社三越保険サービス（以下「三越保険サービス」）の合併を行う予定です。

また、ビルメンテナンス事業については、当社の100%子会社である株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」）から株式会社伊勢丹ビルマネジメントサービス（以下「伊勢丹ビルマネジメントサービス」）に係る経営管理及び営業支援業務を当社に承継する吸収分割を行う予定です。

１.友の会事業に係る吸収分割について

吸収分割の要旨

**(1) 吸収分割の日程**

**吸収分割の予定日（効力発生日） 平成22年４月１日(木)（予定）**

**(2) 分割方式**

**当社を分割会社とし、エムアイカードを承継会社とする吸収分割です。**

**(3) 吸収分割に係る割当ての内容**

**分割会社である当社に対する割当ては行われません。**

**(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い**

**当社は、新株予約権を発行しておりますが、吸収分割に伴う取扱いの変更はありません。**

**(5) 吸収分割により減少する資本金等**

**該当事項はありません。**

**(6) 承継会社が承継する権利義務**

**エムアイカードは、吸収分割契約の定めに従って、効力発生日において当社が友の会子会社に係る経営管理及び営業支援業務に関して有する三越友の会及びイセタンクローバーサークルの株式並びに当該株式に関する権利義務を承継します。**

**(7) 債務履行の見込み**

**吸収分割の効力発生日後における当社及びエムアイカードの債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。**

**２.友の会子会社及び保険子会社の吸収合併について**

**吸収合併の要旨**

**(1) 友の会子会社の吸収合併（三越友の会とイセタンクローバーサークル）**

**① 合併の日程**

**吸収合併の予定日（効力発生日） 平成22年４月１日(木)（予定）**

**② 合併方式**

**三越友の会を存続会社とする吸収合併方式で、イセタンクローバーサークルは解散いたします。なお、友の会子会社の吸収合併（三越友の会とイセタンクローバーサークル）の効力発生は、当社及びエムアイカードとの間の吸収分割の効力が生ずることを条件とします。**

**③ 吸収合併に係る割当ての内容**

**エムアイカードの完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。**

**また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。**

**④ 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い**

**イセタンクローバーサークルは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。**

**(2) 保険子会社の吸収合併（エムアイカードと三越保険サービス）**

**① 吸収合併の日程**

**吸収合併の予定日（効力発生日） 平成22年４月１日(木)（予定）**

**② 合併方式**

**エムアイカードを存続会社とする吸収合併方式で、三越保険サービスは解散いたします。**

**③ 吸収合併に係る割当ての内容**

**当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。**

**また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。**

**④ 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い**

**三越保険サービスは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。**

**3.ビルメンテナンス事業に係る吸収分割について**

**吸収分割の要旨**

**(1) 吸収分割の日程**

**吸収合併の予定日（効力発生日） 平成22年４月１日(木)（予定）**

**(2) 分割方式**

**伊勢丹を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。**

**(3) 吸収分割に係る割当ての内容**

**分割会社である伊勢丹に対する割当ては行われません。**

**(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い**

**伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。**

**(5) 吸収分割により増加する資本金等**

**該当事項はありません。**

**(6) 承継会社が承継する権利義務**

**当社は、吸収分割契約の定めに従って、効力発生日において伊勢丹が伊勢丹ビルマネジメントサービスに係る経営管理及び営業支援業務に関して有する伊勢丹ビルマネジメントサービスの株式並びに当該株式に関する権利義務を承継します。**

**(7) 債務履行の見込み**

**吸収分割の効力発生日後における当社及び伊勢丹の債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。**

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

### (1) 経営成績の分析

当第３四半期連結会計期間(平成21年10月１日～平成21年12月31日)におけるわが国経済は、景況感の底打ちを示す指標も出始めておりますが、急速な景気回復は見込めず、雇用や個人消費の情況は停滞したまま推移いたしました。

百貨店業界におきましては、同業・他業態との競争激化に加え、消費者の低価格・節約志向の高まりの影響で、売上高が平成20年３月より22ヶ月連続で前年割れとなるなど、業界売上は縮小の一途を辿っております。

このような状況の下、当社グループは「常に上質であたらしいライフスタイルを創造し、お客さまの生活の中のさまざまなシーンでお役に立つことを通じて、お客さま一人ひとりにとっての生涯にわたるマイデパートメントストアとなり、高収益で成長し続ける世界随一の小売サービス業グループ」の実現に向け、営業力の強化と業務効率の向上に向けた取組みを、各事業において行ってまいりました。

また、グループ最適化が迅速に図られる体制を整えるため、平成21年10月１日付で、㈱伊勢丹の完全子会社であった㈱静岡伊勢丹および㈱新潟伊勢丹の株式を、吸収分割により当社に移管し両社を直接子会社とするとともに、㈱伊勢丹の保有していた㈱岩田屋の株式につきましても、同日、吸収分割により当社に移管し同社を直接子会社といたしました。また、当社と㈱岩田屋は、平成21年10月15日付で株式交換を行い、㈱岩田屋は当社の完全子会社となりました。

以上の取組みにより、当第３四半期連結会計期間の連結業績は、売上高は361,455百万円（前年同四半期比8.8%減）、営業利益は8,777百万円（前年同四半期比0.1%減）、経常利益は12,088百万円（前年同四半期比2.2%増）、四半期純損失は14,634百万円（前年同四半期比18,189百万円の減少）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、従来友の会事業は、その他事業に含めておりましたが、前連結会計年度末より友の会事業として区分表示することに変更しているため、前年同四半期比は記載しておりません。

#### ① 百貨店業

中核の百貨店業におきましては、最高レベルのサービスと商品のご提供に努めてまいりました。各店舗において、お客さまのご要望から仮説をたて、検証を重ね、新しい顧客やニーズの開拓と購買心理の深堀を進めています。なお、要員体制の整備による販売サービスレベルのアップと収益性向上を目指し、平成21年４月より一部店舗において営業時間の短縮を行っております。

また、㈱三越において従来の制度を拡充したセカンドライフ特別支援制度（早期退職特別支援制度）を実施いたしました。

以上のような取組を行ってまいりましたが、厳しい経済状況の下、全体の底上げまでには至らず、減収となりました。

なお店舗政策の一環として、伊勢丹吉祥寺店、三越小型店11店舗は平成22年３月(予定）までに営業終了することを決定しております。また平成21年５月６日に営業を終了した三越池袋店の固定資産譲渡については、平成22年１月29日に完了しております。

売上高は、前年同四半期と比べ8.6%減少し336,705百万円となり、営業利益は、前年同四半期と比べ45百万円増加し8,551百万円となりました。

② クレジット・金融業

クレジット・金融業は、主な収益源となる百貨店業の苦戦の影響で減収減益となりました。なお、㈱エムアイカードは、平成22年４月１日(予定)に㈱三越友の会と㈱イセタンクローバーサークルを傘下とした上で２社を統合すると同時に、㈱三越保険サービスについても㈱エムアイカードと統合することを決定しております。

売上高は、前年同四半期と比べ9.3%減少し3,862百万円となり、営業利益は、前年同四半期と比べ148百万円減少し44百万円の損失となりました。

③ 小売・専門店業

小売・専門店業におきましては、個人消費の低迷の影響を受け、減収となりました。売上高は、前年同四半期と比べ8.2%減少し15,650百万円となり、営業利益は、前年同四半期と比べ213百万円増加し189百万円となりました。

④ 友の会事業

友の会事業におきましては、㈱三越友の会や㈱イセタンクローバーサークルなどが、百貨店店舗内において友の会の運営を行い、顧客満足の向上に取り組みました。

売上高は1,246百万円、営業利益は644百万円の損失となりました。

⑤ その他事業

その他事業におきましては、営業支援機能を担うグループ会社が、統合効果を早期に創出すべく、生産性の高い業務基盤の構築に取り組みました。

売上高は33,988百万円、営業利益は1,010百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

① 資産

当第３四半期連結会計期間末の総資産は、1,397,011百万円と前連結会計年度末に比べて45,378百万円増加しました。これは、受取手形及び売掛金が14,983百万円、商品及び製品が3,982百万円増加したことなどのため流動資産が41,656百万円増加したこと、また、有形固定資産が13,862百万円、無形固定資産が2,821百万円増加した一方、投資その他の資産が12,962百万円減少したため固定資産が3,721百万円増加したことによるものです。

② 負債

負債合計は、922,514百万円と前連結会計年度末に比べて60,622百万円増加しました。これは、支払手形及び買掛金が34,517百万円増加したことなどのため流動負債が84,424百万円増加した一方、負ののれんが9,925百万円減少したことなどのため固定負債が23,801百万円減少したことによるものです。

③ 純資産

純資産合計は、474,496百万円と前連結会計年度末に比べて15,244百万円減少しました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第３四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前年同四半期に比べて7,458百万円減少し、35,611百万円となりました。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは10,521百万円の収入となり、前年同四半期と比べ12,659百万円の減少となりました。これは主に、減価償却費5,779百万円の計上があった一方、税金等調整前四半期純利益が25,372百万円の損失であったこと、売上債権の増加による24,741百万円の支出があったことなどによるものです。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは4,718百万円の支出となり、前年同四半期と比べ支出額が6,057百万円減少しました。これは主に、有形固定資産の取得による支出6,208百万円、無形固定資産の取得による支出458百万円があったことなどによるものです。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは4,911百万円の支出となり、前年同四半期と比べ支出額が5,339百万円減少しました。これは主に、長期借入金30,000百万円の調達があった一方、短期借入金の純減少額が19,551百万円であったこと、長期借入金を15,200百万円返済したことなどによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第３四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

# 第３ 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第３四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第３四半期連結会計期間において、第２四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第３四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

# 第４ 【提出会社の状況】

## １ 【株式等の状況】

### (1) 【株式の総数等】

#### ① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|---|---|
| 普通株式 | 1,500,000,000 |
| 計 | 1,500,000,000 |

#### ② 【発行済株式】

| 種類 | 第３四半期会計期間末現在発行数(株)(平成21年12月31日) | 提出日現在発行数(株)(平成22年２月12日) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 394,578,374 | 394,580,754 | 東京証券取引所<br>市場第一部<br>福岡証券取引所 | 単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 394,578,374 | 394,580,754 | ― | ― |

(注) １ 提出日現在の発行数には、平成22年２月１日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

株式会社三越及び株式会社伊勢丹が発行した新株予約権は、平成20年４月１日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第１回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 2,982 ※１ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式<br>単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 298,200 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | １株当たり1,162 ※２ |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年４月１日から平成24年６月26日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格　　1,162<br>資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第１回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。<br>(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。<br>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。<br>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。<br>新株予約権者が株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の行使の条件 | 伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第１回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。<br>(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。<br>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。<br>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。<br>新株予約権者が株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。<br>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第１回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。<br>(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。<br>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の行使の条件 | (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。<br>新株予約権者が株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。<br>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数<br>残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。<br>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類<br>再編対象会社の普通株式とする。<br>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数<br>組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。<br>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間<br>前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。<br>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項<br>前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。<br>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。<br>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件<br>新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。<br>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件<br>前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 |

**株式会社三越伊勢丹ホールディングス第２回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)**

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 815 ※１ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式<br>単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 81,500 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | １株当たり891 ※２ |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年４月１日から平成22年６月26日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格　　891<br>資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第２回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。<br>(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。<br>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。<br>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人が新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。<br>新株予約権者が株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。<br>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第２回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。<br>(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の行使の条件 | (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。<br>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。<br>新株予約権者が株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。<br>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第２回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。<br>(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。<br>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。<br>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者が株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。<br>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数<br>残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。<br>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類<br>再編対象会社の普通株式とする。<br>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数<br>組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。<br>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。<br>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間<br>前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。<br>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項<br>前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。<br>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限<br>譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件<br>新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。<br>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件<br>前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 |

**株式会社三越伊勢丹ホールディングス第３回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)**

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 3,214 ※１ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式<br>単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 321,400 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | １株当たり1,378 ※２ |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年４月１日から平成23年６月28日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格　　1,378<br>資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第３回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。<br>(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。<br>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。<br>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。<br>新株予約権者が株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。<br>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第３回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。<br>(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の行使の条件 | (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。<br>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。<br>新株予約権者が株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。<br>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第３回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。<br>(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。<br>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。<br>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者が株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。<br>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数<br>残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。<br>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類<br>再編対象会社の普通株式とする。<br>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数<br>組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。<br>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。<br>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間<br>前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。<br>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項<br>前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。<br>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限<br>譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件<br>新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。<br>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件<br>前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 |

**株式会社三越伊勢丹ホールディングス第４回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)**

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 5,292 ※１ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式<br>単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 529,200 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | １株当たり1,560 ※２ |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年４月１日から平成24年６月28日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格　　1,560<br>資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第４回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。<br>(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。<br>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。<br>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。<br>新株予約権者が株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。<br>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第４回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。<br>(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の行使の条件 | (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。<br>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。<br>新株予約権者が株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。<br>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第４回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。<br>(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。<br>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。<br>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合は、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者が株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。<br>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数<br>残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。<br>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類<br>再編対象会社の普通株式とする。<br>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数<br>組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。<br>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。<br>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間<br>前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。<br>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項<br>前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。<br>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限<br>譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件<br>新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。<br>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件<br>前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 |

※１ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

※２ 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額の調整を行うものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(１円未満の端数は切り上げ)
また、当社が時価を下回る行使価額で当社の普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものとする(新株予約権及び平成13年以前に当社取締役及び使用人に付与された新株引受権の権利行使の場合を除く。)。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の１株当たりの払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(１円未満の端数は切り上げ)

**株式会社三越伊勢丹ホールディングス第５回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)**

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 5,858 ※３ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式<br>単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 585,800 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | １株当たり1,829 ※４ |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年８月９日から平成25年８月８日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格　　2,330<br>資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第５回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。<br>(1) 取締役の地位を平成19年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。<br>(2) 取締役の地位を平成19年３月31日までに、死亡により喪失した場合。<br>(3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失したとき又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任するとき若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。<br>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。<br>(5) 行使期間が経過した場合。<br>(6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された取締役が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継した者である場合には、取締役であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。<br>(7) 以下に定める事由が生じた場合。<br>① 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合。<br>② 当社又は伊勢丹の取締役を解任された場合。<br>③ 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。<br>④ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。<br>⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。<br>⑥ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の行使の条件 | 伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第５回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。<br>(1) 執行役員の地位を平成19年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。<br>(2) 執行役員の地位を平成19年３月31日までに、死亡により喪失した場合。<br>(3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から)２年が経過した場合、ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、その場合は、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。<br>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。<br>(5) 行使期間が経過した場合。<br>(6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された執行役員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継した者である場合には、執行役員であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。<br>(7) 以下に定める事由が生じた場合。<br>① 当社又は伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合。<br>② 当社又は伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合。<br>③ 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。<br>④ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。<br>⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。<br>⑥ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。<br>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第５回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。<br>(1) 従業員の地位を平成19年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。<br>(2) 従業員の地位を平成19年３月31日までに、死亡により喪失した場合。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の行使の条件 | (3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。<br>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。<br>(5) 行使期間が経過した場合。<br>(6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された従業員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継した者である場合には、従業員であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。<br>(7) 以下に定める事由が生じた場合。<br>① 当社又は伊勢丹の労働協約の規定又は表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合。<br>② 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。<br>③ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。<br>④ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。<br>⑤ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。<br>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数<br>残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類<br>再編対象会社の普通株式とする。<br>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数<br>組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。<br>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。<br>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間<br>前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。<br>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項<br>前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。<br>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限<br>譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。<br>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件<br>新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。<br>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件<br>前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 |

**株式会社三越伊勢丹ホールディングス第６回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)**

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 7,510 ※３ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式<br>単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 751,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | １株当たり1,952 ※４ |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年８月８日から平成26年８月７日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格　　2,391<br>資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第６回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。<br>(1) 取締役の地位を平成20年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。<br>(2) 取締役の地位を平成20年３月31日までに、死亡により喪失した場合。<br>(3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失したとき又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任するとき若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。<br>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。<br>(5) 行使期間が経過した場合。<br>(6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された取締役が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継した者である場合には、取締役であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。<br>(7) 以下に定める事由が生じた場合。<br>① 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合。<br>② 当社又は伊勢丹の取締役を解任された場合。<br>③ 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。<br>④ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。<br>⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。<br>⑥ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の行使の条件 | 伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第６回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。<br>(1) 執行役員の地位を平成20年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。<br>(2) 執行役員の地位を平成20年３月31日までに、死亡により喪失した場合。<br>(3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から)２年が経過した場合、ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、その場合は、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。<br>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。<br>(5) 行使期間が経過した場合。<br>(6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された執行役員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継した者である場合には、執行役員であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。<br>(7) 以下に定める事由が生じた場合。<br>① 当社又は伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合。<br>② 当社又は伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合。<br>③ 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。<br>④ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。<br>⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。<br>⑥ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。<br>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第６回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。<br>(1) 従業員の地位を平成20年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。<br>(2) 従業員の地位を平成20年３月31日までに、死亡により喪失した場合。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の行使の条件 | (3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。<br>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。<br>(5) 行使期間が経過した場合。<br>(6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された従業員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継した者である場合には、従業員であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。<br>(7) 以下に定める事由が生じた場合。<br>① 当社又は伊勢丹の労働協約の規定又は表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合。<br>② 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。<br>③ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。<br>④ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。<br>⑤ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。<br>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数<br>残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類<br>再編対象会社の普通株式とする。<br>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数<br>組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。<br>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。<br>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間<br>前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。<br>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項<br>前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。<br>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限<br>譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。<br>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件<br>新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。<br>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件<br>前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 |

※３ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、前記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘定の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

※４ 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社の普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数＋\frac{新規発行株式数\times新規発行の１株当たりの払込金額}{１株当たりの時価}}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

なお、前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行の１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。また、前記算式中の各用語の定義その他調整に必要な事項については、当社代表取締役が定めるところによる。
さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

**株式会社三越伊勢丹ホールディングス第７回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)**

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 37 ※５ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式<br>単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 37,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | １株当たり1,157 ※６ |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年４月１日から平成22年６月28日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格　　1,157<br>資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。<br>(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。<br>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第７回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合は、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。当社若しくは伊勢丹の取締役の地位を喪失後、引き続き当社若しくは伊勢丹の執行役員として当社若しくは伊勢丹との委任契約を締結する場合、又は当社若しくは伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社若しくは伊勢丹の執行役員に就任後、再び当社若しくは伊勢丹の取締役として当社若しくは伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社若しくは伊勢丹の取締役若しくは執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。<br>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第７回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。<br>新株予約権者が株式会社伊勢丹第７回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 代用払込みに関する事項 | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。<br>この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。<br>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数<br>残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。<br>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類<br>再編対象会社の普通株式とする。<br>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数<br>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。<br>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。<br>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間<br>前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。<br>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項<br>前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。<br>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限<br>譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。<br>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件<br>新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。<br>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件<br>前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 |

**株式会社三越伊勢丹ホールディングス第８回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)**

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 247 ※５ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式<br>単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 247,000 ※６ |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | １株当たり1,359 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年４月１日から平成23年６月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格　　1,359<br>資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第８回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。<br>(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。<br>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合は、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。<br>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限りその行使を認める。新株予約権者が株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。<br>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第８回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。<br>(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。<br>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の行使の条件 | (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限りその行使を認める。<br>新株予約権者が株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。<br>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第８回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。<br>(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。<br>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。<br>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限りその行使を認める。<br>新株予約権者が株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 代用払込みに関する事項 | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。<br>この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。<br>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数<br>残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。<br>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類<br>再編対象会社の普通株式とする。<br>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数<br>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。<br>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。<br>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間<br>前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。<br>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項<br>前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。<br>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限<br>譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。<br>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件<br>新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。<br>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件<br>前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 |

※５ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1,000株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、前記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

**※６　当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。**

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

**また、当社が時価を下回る価額で当社の普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。**

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数＋\dfrac{新規発行株式数\times新規発行の１株当たりの払込金額}{１株当たりの時価}}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

**なお、前記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行の１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。また、前記算式中の各用語の定義その他調整に必要な事項については、当社代表取締役が定めるところによる。**
**さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。**

**株式会社三越伊勢丹ホールディングス第９回新株予約権(株式会社三越発行)**

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 58 ※７ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式<br>単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 19,720 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | １株当たり１ |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年４月１日から平成26年５月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格　　1,174<br>資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 |
| 新株予約権の行使の条件 | (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。<br>(2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、相続人は、遺産分割により新株予約権全部を承継する者をその相続人のうちの１人(以下「承継者」という。)に限定するものとし、承継者は当社の別途定める条件に従う場合に限って、承継した新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅する。<br>また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。<br>(3) 平成17年６月１日より前に株式会社三越の取締役、執行役員又は監査役(以下、総称して「役員」という。)を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限り、当該役員の地位を喪失した日から５年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。<br>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数<br>残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。<br>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類<br>再編対象会社の普通株式とする。<br>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数<br>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した後の再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。<br>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間<br>組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。<br>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項<br>上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。<br>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限<br>譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。<br>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件<br>新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。<br>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件<br>上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 |

**株式会社三越伊勢丹ホールディングス第10回新株予約権(株式会社三越発行)**

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 72 ※７ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式<br>単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 24,480 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | １株当たり１ |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年４月１日から平成27年５月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格　　1,170<br>資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 |
| 新株予約権の行使の条件 | (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。<br>(2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、相続人は、遺産分割により新株予約権全部を承継する者をその相続人のうちの１人(以下「承継者」という。)に限定するものとし、承継者は当社の別途定める条件に従う場合に限って、承継した新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅する。<br>また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。<br>(3) 平成18年６月１日より前に株式会社三越の取締役、執行役員又は監査役(以下、総称して「役員」という。)を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限り、当該役員の地位を喪失した日から５年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。<br>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数<br>残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。<br>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類<br>再編対象会社の普通株式とする。<br>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数<br>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」準じて決定する。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した後の再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。<br>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間<br>組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。<br>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項<br>上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。<br>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限<br>譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。<br>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件<br>新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。<br>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件<br>上記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。 |

**株式会社三越伊勢丹ホールディングス第11回新株予約権(株式会社三越発行)**

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 54 ※７ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式<br>単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 18,360 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | １株当たり１ |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年４月１日から平成28年５月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格　　1,165<br>資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 |
| 新株予約権の行使の条件 | (1) 新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。<br>(2) 新株予約権者が平成27年５月31日まで当社又は当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を喪失せず新株予約権を行使することができない場合には、平成27年６月１日から平成28年５月31日まで新株予約権を行使することができるものとする。<br>(3) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画の承認議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から15日間新株予約権を行使することができるものとする。<br>(4) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。<br>(5) 相続人による新株予約権の行使<br>(a) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、新株予約権全部を承継する者(以下「承継者」という。)を新株予約権者の相続人のうちの１人に限定するものとし、承継者は下記(b)に掲げる書類を下記(b)に従い提出の上、当社の別途定める条件に従う場合に限る。また、承継者は、新株予約権者の配偶者、子(新株予約権者の養子を含む。)、父母又は兄弟姉妹に限る。承継者は、新株予約権を行使することができる期間内において、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から１年間に限り、新株予約権を行使することができる。<br>(b) 承継者は、新株予約権者の死亡後速やかに(但し、遅くとも新株予約権者が死亡した日１年間を経過する日までに)以下の各号に掲げる書類(又は法的にこれらと同等と当社が認める書類)を当社に提出しない限り、新株予約権を行使することができない。<br>① 除籍謄本等(発行後３ヶ月以内のものに限る。)<br>② 承継者の印鑑証明書(発行後３ヶ月以内のものに限る。)<br>③ 遺言、遺産分割協議書又はこれに類する遺産の分割を証明するのに必要な書類であって、承継者のみが新株予約権を承継したことを証する書類<br>④ 承継者の氏名及び住所を証する書面<br>⑤ その他当社が指定する書面<br>(c) 新株予約権者の相続人において、新株予約権者が死亡した日から１年間を経過する日までに遺産分割協議が整わない時は、速やかに相続人の代表者を定めてその旨当社に届け出るものとする。この場合において、遺産分割協議が整い次第、上記(b)柱書に定める１年間を経過する日までに上記(b)の各号に掲げる書類を当社に提出するものとする。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 |

※７ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は340株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、株式の併合がその効力を生ずる日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割に係る基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、当社につき付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

**株式会社三越伊勢丹ホールディングス第12回新株予約権(株式会社三越発行)**

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の数(個) | 16 ※８ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式<br>単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 5,440 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | １株当たり１ |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年４月１日から平成28年５月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格　　1,165<br>資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 |
| 新株予約権の行使の条件 | (1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。<br>(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は以下のア)またはイ)に定める場合(ただし、イ)については、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。<br>ア) 新株予約権者が平成27年５月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合<br>平成27年６月１日から平成28年５月31日<br>イ) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画承認の議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場合<br>当該承認日の翌日から15日間<br>(3) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。<br>(4) 相続人による新株予約権の行使<br>(a) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、新株予約権全部を承継する者(以下「承継者」という。)を新株予約権者の相続人のうちの１人に限定するものとし、承継者は下記(c)に掲げる書類を下記(c)に従い提出の上、当社の別途定める条件に従う場合に限る。また、承継者は、新株予約権者の配偶者、子(新株予約権者の養子を含む。)、父母又は兄弟姉妹に限る。<br>(b) 承継者は、新株予約権を行使することができる期間内において、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から１年間に限り、新株予約権を行使することができる。<br>(c) 承継者は、新株予約権者の死亡後速やかに(但し、遅くとも新株予約権者が死亡した日１年間を経過する日までに)以下の各号に掲げる書類(又は法的にこれらと同等と当社が認める書類)を当社に提出しない限り、新株予約権を行使することができない。<br>① 除籍謄本等(発行後３ヶ月以内のものに限る。)<br>② 承継者の印鑑証明書(発行後３ヶ月以内のものに限る。)<br>③ 遺言、遺産分割協議書又はこれに類する遺産の分割を証明するのに必要な書類であって、承継者のみが新株予約権を承継したことを証する書類<br>④ 承継者の氏名及び住所を証する書面<br>⑤ その他当社が指定する書面 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 新株予約権の行使の条件 | (d) 新株予約権者の相続人において、新株予約権者が死亡した日から１年間を経過する日までに遺産分割協議が整わない時は、速やかに相続人の代表者を定めてその旨当社に届け出るものとする。この場合において、遺産分割協議が整い次第、上記(c)柱書に定める１年間を経過する日までに上記(c)の各号に掲げる書類を当社に提出するものとする。<br>(5) 新株予約権者又は承継人は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、各号記載時点以降、新株予約権を行使することはできないものとする。<br>(a) 当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかを解任された場合<br>解任された時点<br>(b) 上記(a)以外の場合において、当社又は当社の子会社の取締役会が新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合<br>当社又は当社の子会社がその旨決議した時点<br>(c) 新株予約権者が死亡した場合で、以下のア)又はイ)に該当した場合<br>ア) 新株予約権者に承継者がいない場合<br>新株予約権者が死亡した時点<br>イ) 承継者が上記(4)(c)に従い(4)(c)の各号に掲げる書類のいずれかを提出しなかった場合<br>(4)(c)柱書に定める１年間を経過する日が経過した時点<br>(d) 承継者が以下のア)又はイ)に該当した場合<br>ア) 承継者が上記(4)(c)に定める期間内に新株予約権を行使しなかった場合<br>当該期間が満了した時点<br>イ) 承継者が新株予約権の承継後でかつ権利行使する以前に死亡した場合<br>承継者が死亡した時点<br>(e) 新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合<br>審判を受けた時点<br>(f) 新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合<br>決定を受けた時点 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | ― |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。<br>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数<br>残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。<br>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類<br>再編対象会社の普通株式とする。<br>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数<br>組織再編行為の条件等を勘案の上、上記２.に準じて決定する。 |

| | 第３四半期会計期間末現在<br>(平成21年12月31日) |
|---|---|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とする。<br>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間<br>組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。<br>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項<br>上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。<br>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限<br>譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。<br>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件<br>上記８.に準じて決定する。<br>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件<br>上記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。 |

※８ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は340株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式の分割又は株式の併合の比率に応じ比例的に調整する。
調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、株式の併合がその効力を生ずる日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割に係る基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、当社が資本金の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
なお、上記の調整の結果生じる１株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数（千株） | 発行済株式総数残高（千株） | 資本金増減額（百万円） | 資本金残高（百万円） | 資本準備金増減額（百万円） | 資本準備金残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成21年10月15日（注）１ | 6,690 | 394,571 | － | 50,016 | 5,847 | 18,364 |
| 平成21年10月１日～平成21年12月31日（注）２ | 6 | 394,578 | 3 | 50,020 | 3 | 18,368 |

（注）１　平成21年10月15日付で岩田屋の普通株式１株に対して、当社の株式0.3株を割当てる株式交換を行ったことによる増加であります。
２　新株予約権の行使による増加であります。

### (5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第３四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

## (6) 【議決権の状況】

当第３四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年９月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

### ① 【発行済株式】

平成21年９月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|---|---|---|---|
| 無議決権株式 | ― | ― | ― |
| 議決権制限株式（自己株式等） | ― | ― | ― |
| 議決権制限株式（その他） | ― | ― | ― |
| 完全議決権株式（自己株式等） | （自己保有株式）<br>普通株式 51,900<br>（相互保有株式）<br>普通株式 68,000 | ― | ― |
| 完全議決権株式（その他） | 普通株式 384,681,300 | 3,846,813 | ― |
| 単元未満株式 | 普通株式 3,079,382 | ― | ― |
| 発行済株式総数 | 387,880,582 | ― | ― |
| 総株主の議決権 | ― | 3,846,813 | ― |

(注)「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,600株（議決権86個）含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成21年９月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| （自己保有株式）<br>株式会社三越伊勢丹ホールディングス | 東京都中央区銀座四丁目６番16号 | 51,900 | ― | 51,900 | 0.01 |
| （相互保有株式）<br>新光三越百貨股? 有限公司 | 台湾台北市信義区松高路19号８階 | ― | 68,000 | 68,000 | 0.02 |
| 計 | ― | 51,900 | 68,000 | 119,900 | 0.03 |

(注)新光三越百貨股? 有限公司の他人名義株式は、証券会社が保管するものであり、名義人名称は、Daiwa Securities SMBC Hong Kong Limited. 住所は、Level26,One Pacific Place,88 Queensway,Hong Kongであります。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成21年４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 最高(円) | 930 | 937 | 998 | 1,038 | 1,074 | 1,095 | 1,037 | 887 | 856 |
| 最低(円) | 741 | 804 | 847 | 861 | 932 | 1,000 | 867 | 716 | 738 |

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

| 役名 | 職名 | 氏名 | 退任年月日 |
|---|---|---|---|
| 代表取締役会長執行役員<br>兼 最高経営責任者 | ― | 武 藤 信 一 | 平成22年１月６日 |
| 取締役 | ― | 二 橋 千 裕 | 平成22年１月29日 |

(2) 役職の異動

| 新役名及び職名 | | 旧役名及び職名 | | 氏名 | 異動年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 代表取締役社長<br>執行役員 | ― | 代表取締役社長<br>執行役員 兼 最高執行責任者 | ― | 石 塚 邦 雄 | 平成22年１月14日 |
| 代表取締役専務<br>執行役員 | 経営戦略本部長 | 取締役専務執行役員 | 経営戦略本部長 | 髙 田 信 哉 | 平成22年１月14日 |

なお、当社では執行役員制度を導入しており、執行役員の異動は次のとおりであります。

| 役名 | 職名 | 氏名 | 退任年月日 |
|---|---|---|---|
| 常務執行役員 | 営業政策本部付 | 松 井 達 政 | 平成21年６月30日 |

# 第５ 【経理の状況】

## １ 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第３四半期連結会計期間（平成20年10月１日から平成20年12月31日まで）及び前第３四半期連結累計期間（平成20年４月１日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第３四半期連結会計期間（平成21年10月１日から平成21年12月31日まで）及び当第３四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

## ２ 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前第３四半期連結会計期間（平成20年10月１日から平成20年12月31日まで）及び前第３四半期連結累計期間（平成20年４月１日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第３四半期連結会計期間（平成21年10月１日から平成21年12月31日まで）及び当第３四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

# 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 当第３四半期連結会計期間末<br>(平成21年12月31日) | 前連結会計年度末に係る<br>要約連結貸借対照表<br>(平成21年３月31日) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 41,066 | 41,102 |
| 受取手形及び売掛金 | 118,985 | 104,001 |
| 有価証券 | 537 | 566 |
| 商品及び製品 | 68,923 | 64,940 |
| 仕掛品 | 119 | 101 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,035 | 1,362 |
| その他 | 74,859 | 51,389 |
| 貸倒引当金 | △3,014 | △2,606 |
| 流動資産合計 | 302,513 | 260,856 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物（純額） | 190,721 | 192,378 |
| 土地 | 575,098 | 567,144 |
| その他（純額） | 32,853 | 25,288 |
| 有形固定資産合計 | ※1 798,674 | ※1 784,811 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 1,873 | 273 |
| その他 | 75,591 | 74,369 |
| 無形固定資産合計 | 77,464 | 74,642 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | ※3 89,556 | 95,189 |
| その他 | 130,857 | 138,171 |
| 貸倒引当金 | △2,054 | △2,038 |
| 投資その他の資産合計 | 218,359 | 231,322 |
| 固定資産合計 | 1,094,498 | 1,090,776 |
| 資産合計 | 1,397,011 | 1,351,633 |

(単位：百万円)

| | 当第３四半期連結会計期間末<br>(平成21年12月31日) | 前連結会計年度末に係る<br>要約連結貸借対照表<br>(平成21年３月31日) |
|---|---|---|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 133,521 | 99,004 |
| 短期借入金 | 164,312 | 165,742 |
| 未払法人税等 | 3,665 | 3,441 |
| 商品券回収損引当金 | 15,802 | 19,228 |
| 引当金 | 6,538 | 7,402 |
| その他 | 261,573 | 206,171 |
| 流動負債合計 | 585,414 | 500,990 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 37,100 | 37,100 |
| 繰延税金負債 | 191,503 | 194,393 |
| 退職給付引当金 | 48,006 | 63,561 |
| 引当金 | 64 | 448 |
| 負ののれん | 43,011 | 52,937 |
| その他 | 17,413 | 12,460 |
| 固定負債合計 | 337,100 | 360,902 |
| 負債合計 | 922,514 | 861,892 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 50,020 | 50,006 |
| 資本剰余金 | 324,980 | 319,118 |
| 利益剰余金 | 102,519 | 118,424 |
| 自己株式 | △77 | △64 |
| 株主資本合計 | 477,443 | 487,484 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △1,659 | △3,016 |
| 繰延ヘッジ損益 | 20 | △15 |
| 為替換算調整勘定 | △11,837 | △9,083 |
| 評価・換算差額等合計 | △13,477 | △12,115 |
| 新株予約権 | 702 | 733 |
| 少数株主持分 | 9,827 | 13,637 |
| 純資産合計 | 474,496 | 489,740 |
| 負債純資産合計 | 1,397,011 | 1,351,633 |

(2)【四半期連結損益計算書】
【第３四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第３四半期連結累計期間<br>(自　平成20年４月１日<br>至　平成20年12月31日) | 当第３四半期連結累計期間<br>(自　平成21年４月１日<br>至　平成21年12月31日) |
|---|---|---|
| 売上高 | 1,101,692 | 978,560 |
| 売上原価 | 794,477 | 705,305 |
| 売上総利益 | 307,214 | 273,255 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1 287,208 | ※1 264,902 |
| 営業利益 | 20,005 | 8,352 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 667 | 591 |
| 受取配当金 | 856 | 645 |
| 負ののれん償却額 | 9,926 | 9,966 |
| 持分法による投資利益 | 3,924 | 1,673 |
| その他 | 3,145 | 3,339 |
| 営業外収益合計 | 18,519 | 16,216 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 2,367 | 1,658 |
| 固定資産除却損 | 1,531 | 601 |
| その他 | 3,564 | 3,353 |
| 営業外費用合計 | 7,462 | 5,613 |
| 経常利益 | 31,062 | 18,956 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 1,056 | 121 |
| 投資有価証券売却益 | 260 | 896 |
| 特別利益合計 | 1,317 | 1,017 |
| 特別損失 | | |
| たな卸資産評価損 | 1,494 | ― |
| 固定資産処分損 | 373 | 708 |
| 投資有価証券評価損 | 6,381 | 1,531 |
| 関係会社整理損 | ※2 1,462 | 431 |
| 構造改革損失 | ※3 2,362 | ※3 38,758 |
| その他 | ― | 982 |
| 特別損失合計 | 12,074 | 42,413 |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△） | 20,304 | △22,440 |
| 法人税等 | 3,552 | △12,438 |
| 少数株主利益 | 999 | 473 |
| 四半期純利益又は四半期純損失（△） | 15,752 | △10,475 |

【第３四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

| | 前第３四半期連結会計期間<br>(自　平成20年10月１日<br>至　平成20年12月31日) | 当第３四半期連結会計期間<br>(自　平成21年10月１日<br>至　平成21年12月31日) |
|---|---|---|
| 売上高 | 396,255 | 361,455 |
| 売上原価 | 286,699 | 262,698 |
| 売上総利益 | 109,556 | 98,757 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1 100,772 | ※1 89,979 |
| 営業利益 | 8,784 | 8,777 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 209 | 171 |
| 受取配当金 | 154 | 133 |
| 負ののれん償却額 | 3,308 | 3,308 |
| 持分法による投資利益 | 627 | 256 |
| その他 | 779 | 834 |
| 営業外収益合計 | 5,080 | 4,703 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 798 | 499 |
| 固定資産除却損 | 287 | 91 |
| その他 | 952 | 802 |
| 営業外費用合計 | 2,038 | 1,392 |
| 経常利益 | 11,826 | 12,088 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 1,056 | 100 |
| 投資有価証券売却益 | 205 | 158 |
| 特別利益合計 | 1,262 | 258 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産処分損 | 1 | 157 |
| 投資有価証券評価損 | 5,347 | 172 |
| 関係会社整理損 | ※2 △39 | 431 |
| 構造改革損失 | ※3 1,850 | ※3 36,946 |
| その他 | ― | 12 |
| 特別損失合計 | 7,158 | 37,719 |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△） | 5,929 | △25,372 |
| 法人税等 | 1,873 | △10,937 |
| 少数株主利益 | 501 | 199 |
| 四半期純利益又は四半期純損失（△） | 3,554 | △14,634 |

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前第３四半期連結累計期間<br>(自　平成20年４月１日<br>至　平成20年12月31日) | 当第３四半期連結累計期間<br>(自　平成21年４月１日<br>至　平成21年12月31日) |
|---|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△） | 20,304 | △22,440 |
| 減価償却費 | 18,709 | 17,006 |
| 負ののれん償却額 | △9,926 | △9,966 |
| 賞与引当金の増減額（△は減少） | ― | △2,061 |
| 貸倒引当金の増減額（△は減少） | △709 | 423 |
| 退職給付引当金の増減額（△は減少） | △290 | △14,791 |
| 受取利息及び受取配当金 | △1,523 | △1,236 |
| 支払利息 | 2,367 | 1,658 |
| 持分法による投資損益（△は益） | △3,924 | △1,673 |
| 固定資産処分損益（△は益） | 373 | 708 |
| 投資有価証券売却損益（△は益） | △260 | △896 |
| 投資有価証券評価損益（△は益） | 6,381 | 1,531 |
| 関係会社整理損 | 1,462 | 431 |
| 構造改革損失 | 2,362 | 38,758 |
| 売上債権の増減額（△は増加） | △12,237 | △14,941 |
| たな卸資産の増減額（△は増加） | △5,130 | △1,938 |
| 仕入債務の増減額（△は減少） | 25,242 | 34,505 |
| 未払費用の増減額（△は減少） | 17 | 1,086 |
| 未払金の増減額（△は減少） | ― | 14,974 |
| その他 | △9,153 | △6,838 |
| 小計 | 34,065 | 34,300 |
| 利息及び配当金の受取額 | 3,457 | 3,628 |
| 利息の支払額 | △1,990 | △1,461 |
| 法人税等の支払額 | △7,521 | △3,033 |
| 特別退職金の支払額 | ― | △12,495 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 28,010 | 20,937 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の預入による支出 | △6,139 | △246 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △23,660 | △16,636 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 5,838 | 399 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △4,094 | △1,534 |
| 投資有価証券の取得による支出 | △6,070 | △219 |
| 投資有価証券の売却による収入 | ― | 1,543 |
| 事業譲受による支出 | ― | △13,125 ※2 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | 8,254 | 2,754 |
| その他 | △37 | 4,235 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △25,909 | △22,830 |

(単位：百万円)

| | 前第３四半期連結累計期間<br>(自　平成20年４月１日<br>至　平成20年12月31日) | 当第３四半期連結累計期間<br>(自　平成21年４月１日<br>至　平成21年12月31日) |
|---|---|---|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額（△は減少） | 45,037 | 41,127 |
| 長期借入れによる収入 | ― | 30,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | △27,003 | △72,560 |
| 社債の償還による支出 | △10,000 | ― |
| コマーシャル・ペーパーの増減額（△は減少） | △4,000 | 10,000 |
| 配当金の支払額 | △2,003 | △5,383 |
| その他 | △193 | △529 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 1,837 | 2,654 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | △1,321 | 98 |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | 2,616 | 861 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 27,208 | 34,749 |
| 株式移転による現金及び現金同等物の増加額 | 13,244 | ― |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 43,069 ※1 | 35,611 ※1 |

**【継続企業の前提に関する事項】**

**当第３四半期連結会計期間（自 平成21年10月１日 至 平成21年12月31日）**

**該当事項はありません。**

**【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】**

| | 当第３四半期連結累計期間<br>(自 平成21年４月１日<br>至 平成21年12月31日) |
|---|---|
| １ 連結の範囲に関する事項の変更 | (1) 連結の範囲の変更<br>第２四半期連結会計期間より、新たに設立した株式会社札幌丸井今井と株式会社函館丸井今井を連結の範囲に含めております。<br>また、平成21年４月１日付で、物流子会社の株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズを存続会社として株式会社伊勢丹ビジネスサポートと合併し、名称を株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポートに変更しております。また同日付で、人材サービス子会社の株式会社伊勢丹キャリアデザインを存続会社として株式会社プロネットと合併し、名称を株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズに変更しております。<br>(2) 変更後の連結子会社の数 42社 |
| ２ 会計処理基準に関する事項の変更 | (1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更<br>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を第１四半期連結会計期間より適用し、第１四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第３四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。なお、この変更による損益及びセグメントへの影響はありません。<br>(2) 有形固定資産の減価償却方法の変更<br>百貨店事業セグメントにおける有形固定資産の減価償却方法に関して、第１四半期連結会計期間より、建物附属設備は定額法に、構築物は定率法に統一することとしました。これは、経営統合を契機として減価償却方法を見直した結果、第１四半期連結会計期間から固定資産システムの対応等の準備が整ったため、百貨店事業セグメント内の有形固定資産の減価償却方法を統一して連結経営管理の合理化を図ることを目的として行ったものであります。<br>この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当第３四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は1,717百万円減少し、営業利益、経常利益は1,717百万円増加し、税金等調整前四半期純損失は1,717百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 |

**【表示方法の変更】**

| 当第３四半期連結累計期間<br>(自　平成21年４月１日<br>至　平成21年12月31日) |
|---|
| （四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）<br>前第３四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「賞与引当金の増減額（△は減少）」、「未払金の増減額（△は減少）」、ならびに「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「投資有価証券の売却による収入」は重要性が増したため、当第３四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第３四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「賞与引当金の増減額（△は減少）」は△5,967百万円、「未払金の増減額（△は減少）」は472百万円、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「投資有価証券の売却による収入」は549百万円であります。 |

| 当第３四半期連結会計期間<br>(自　平成21年10月１日<br>至　平成21年12月31日) |
|---|
| （四半期連結貸借対照表関係）<br>前第３四半期連結会計期間において、流動負債の「引当金」に含めていた「商品券回収損引当金」は、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、当第３四半期連結会計期間では区分掲記することとしております。なお、前第３四半期連結会計期間の流動負債の「引当金」に含まれる「商品券回収損引当金」は10,922百万円であります。 |

**【簡便な会計処理】**

| | 当第３四半期連結累計期間<br>(自　平成21年４月１日<br>至　平成21年12月31日) |
|---|---|
| １　棚卸資産の評価方法 | 当第３四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第２四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 |
| ２　固定資産の減価償却費の算定方法 | 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。 |

**【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】**

| | 当第３四半期連結累計期間<br>(自　平成21年４月１日<br>至　平成21年12月31日) |
|---|---|
| １　税金費用の計算 | 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。<br>なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。 |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 当第３四半期連結会計期間末<br>(平成21年12月31日) | 前連結会計年度末<br>(平成21年３月31日) |
|---|---|
| ※１ 有形固定資産の減価償却累計額 320,645百万円<br>２ 偶発債務<br>従業員住宅ローン保証 1,626百万円<br>関係会社銀行借入金等保証予約<br>英国三越LTD. 108百万円<br>保証債務等合計 1,734百万円<br>※３ 投資有価証券のうち、1,246百万円については株式消費貸借契約により貸付を行っております。 | ※１ 有形固定資産の減価償却累計額 317,695百万円<br>２ 偶発債務<br>従業員住宅ローン保証 2,167百万円<br>関係会社銀行借入金等保証<br>ドイツ三越GmbH 3百万円<br>関係会社銀行借入金等保証予約<br>英国三越LTD. 220百万円<br>保証債務等合計 2,391百万円<br>――――――――――――― |

(四半期連結損益計算書関係)

第３四半期連結累計期間

| 前第３四半期連結累計期間<br>(自 平成20年４月１日<br>至 平成20年12月31日) | 当第３四半期連結累計期間<br>(自 平成21年４月１日<br>至 平成21年12月31日) |
|---|---|
| ※１ 販売費及び一般管理費の主なもの<br>給料手当 73,057百万円<br>引当金繰入額 1,838百万円<br>※２ 関係会社整理損は、為替の影響により減少しております。<br>※３ 構造改革損失の内訳<br>営業終了店舗の減損損失 512百万円<br>システム及びカード機能統合費用 1,850百万円<br>合計 2,362百万円 | ※１ 販売費及び一般管理費の主なもの<br>給料手当 71,695百万円<br>引当金繰入額 3,095百万円<br>――――――――――――― <br>※３ 構造改革損失の内訳<br>早期退職特別支援制度の実施に伴う損失 36,766百万円<br>営業終了店舗の損失等 1,622百万円<br>システム及びカード機能統合費用 369百万円<br>合計 38,758百万円 |

第３四半期連結会計期間

| 前第３四半期連結会計期間<br>(自 平成20年10月１日<br>至 平成20年12月31日) | 当第３四半期連結会計期間<br>(自 平成21年10月１日<br>至 平成21年12月31日) |
|---|---|
| ※１ 販売費及び一般管理費の主なもの<br>給料手当 24,296百万円<br>引当金繰入額 552百万円<br>※２ 関係会社整理損は、為替の影響により減少しております。<br>※３ 構造改革損失の内訳<br>システム及びカード機能統合費用 1,850百万円 | ※１ 販売費及び一般管理費の主なもの<br>給料手当 23,666百万円<br>引当金繰入額 1,117百万円<br>――――――――――――― <br>※３ 構造改革損失の内訳<br>早期退職特別支援制度の実施に伴う損失 36,766百万円<br>システム及びカード機能統合費用 180百万円<br>合計 36,946百万円 |

**(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)**

| 前第３四半期連結累計期間<br>(自 平成20年４月１日<br>至 平成20年12月31日) | 当第３四半期連結累計期間<br>(自 平成21年４月１日<br>至 平成21年12月31日) |
|---|---|
| ※１現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係<br>(平成20年12月31日現在)<br>現金及び預金　48,914百万円<br>預入期間が3ヶ月を超える定期預金　△5,939百万円<br>有価証券　94百万円<br>現金及び現金同等物　43,069百万円<br>―――――――――――― | ※１現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係<br>(平成21年12月31日現在)<br>現金及び預金　41,066百万円<br>預入期間が3ヶ月を超える定期預金　△5,546百万円<br>有価証券　91百万円<br>現金及び現金同等物　35,611百万円<br>※２　事業の譲受により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳<br>事業の譲受により新たに株式会社札幌丸井今井と株式会社函館丸井今井を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社の取得のための支出との関係は、次の通りであります。<br>流動資産　2,326百万円<br>固定資産　13,276百万円<br>流動負債　2,055百万円<br>固定負債　99百万円<br>負ののれん　40百万円<br>取得価格　13,406百万円<br>新規連結子会社の現金及び現金同等物　280百万円<br>事業譲受による支出　13,125百万円 |

**(株主資本等関係)**

**当第３四半期連結会計期間末（平成21年12月31日）及び当第３四半期連結累計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年12月31日）**

**１ 発行済株式に関する事項**

| 株式の種類 | 当第３四半期<br>連結会計期間末 |
|---|---|
| 普通株式(株) | 394,578,374 |

**２ 自己株式に関する事項**

| 株式の種類 | 当第３四半期<br>連結会計期間末 |
|---|---|
| 普通株式(株) | 84,756 |

**３ 新株予約権等に関する事項**

| 会社名 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | 当第３四半期<br>連結会計期間末残高<br>(百万円) |
|---|---|---|---|
| 提出会社 | ― | ― | 702 |
| 合計 | | ― | 702 |

**４ 配当に関する事項**

**(1) 配当金支払額**

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | １株当たり<br>配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成21年６月29日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 5,429 | 14.00 | 平成21年３月31日 | 平成21年６月30日 | 利益剰余金 |

**(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの**

**該当事項はありません。**

**５ 株主資本の著しい変動に関する事項**

**株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。**

**(セグメント情報)**

**【事業の種類別セグメント情報】**

**前第３四半期連結会計期間（自 平成20年10月１日 至 平成20年12月31日）**

| | 百貨店業（百万円） | クレジット・金融業（百万円） | 小売・専門店業（百万円） | その他事業（百万円） | 計（百万円） | 消去又は全社（百万円） | 連結（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 売上高 | | | | | | | |
| (1)外部顧客に対する売上高 | 368,282 | 2,727 | 14,280 | 10,965 | 396,255 | ― | 396,255 |
| (2)セグメント間の内部売上高又は振替高 | 244 | 1,529 | 2,772 | 31,600 | 36,147 | (36,147) | ― |
| 計 | 368,526 | 4,257 | 17,052 | 42,565 | 432,402 | (36,147) | 396,255 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 8,506 | 103 | △24 | 515 | 9,101 | (317) | 8,784 |

(注) １ 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。
２ 各事業区分の主要な内容
(1) 百貨店業……衣料品、身廻品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
(2) クレジット・金融業……クレジットカード、貸金、損害保険代理、生命保険募集代理
(3) 小売・専門店業……婦人服、食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
(4) その他事業……不動産管理業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、友の会事業、情報処理サービス業等

**当第３四半期連結会計期間（自 平成21年10月１日 至 平成21年12月31日）**

| | 百貨店業（百万円） | クレジット・金融業（百万円） | 小売・専門店業（百万円） | 友の会事業（百万円） | その他事業（百万円） | 計（百万円） | 消去又は全社（百万円） | 連結（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 売上高 | | | | | | | | |
| (1)外部顧客に対する売上高 | 336,548 | 2,386 | 13,113 | 69 | 9,338 | 361,455 | ― | 361,455 |
| (2)セグメント間の内部売上高又は振替高 | 156 | 1,476 | 2,537 | 1,177 | 24,649 | 29,998 | (29,998) | ― |
| 計 | 336,705 | 3,862 | 15,650 | 1,246 | 33,988 | 391,454 | (29,998) | 361,455 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 8,551 | △44 | 189 | △644 | 1,010 | 9,063 | (285) | 8,777 |

(注) １ 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。
２ 各事業区分の主要な内容
(1) 百貨店業……衣料品、身廻品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
(2) クレジット・金融業……クレジットカード、貸金、損害保険代理、生命保険募集代理
(3) 小売・専門店業……婦人服、食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
(4) 友の会事業……友の会運営
(5) その他事業……不動産管理業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等
３ (1)百貨店業における有形固定資産の減価償却方法に関して、第１四半期連結会計期間より、建物附属設備は定額法に、構築物は定率法に統一することとしました。
(2)友の会事業は、前第３四半期連結会計期間まで「その他事業」に含めておりましたが、当該事業の営業損失割合が営業損失の生じているセグメントの営業損失の合計額の10%を超えたため、前連結会計年度より「友の会事業」として区分表示することに変更しました。

前第３四半期連結累計期間（自 平成20年４月１日 至 平成20年12月31日）

| | 百貨店業（百万円） | クレジット・金融業（百万円） | 小売・専門店業（百万円） | その他事業（百万円） | 計（百万円） | 消去又は全社（百万円） | 連結（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 売上高 | | | | | | | |
| (1)外部顧客に対する売上高 | 1,023,445 | 7,407 | 41,003 | 29,835 | 1,101,692 | ― | 1,101,692 |
| (2)セグメント間の内部売上高又は振替高 | 532 | 4,184 | 7,677 | 86,953 | 99,348 | (99,348) | ― |
| 計 | 1,023,978 | 11,592 | 48,680 | 116,789 | 1,201,040 | (99,348) | 1,101,692 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 18,660 | 1,320 | △174 | 1,295 | 21,100 | (1,095) | 20,005 |

（注）１ 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。
２ 各事業区分の主要な内容
(1) 百貨店業……衣料品、身廻品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
(2) クレジット・金融業……クレジットカード、貸金、損害保険代理、生命保険募集代理
(3) 小売・専門店業……婦人服、食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
(4) その他事業……不動産管理業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、友の会事業、情報処理サービス業等

当第３四半期連結累計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年12月31日）

| | 百貨店業（百万円） | クレジット・金融業（百万円） | 小売・専門店業（百万円） | 友の会事業（百万円） | その他事業（百万円） | 計（百万円） | 消去又は全社（百万円） | 連結（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 売上高 | | | | | | | | |
| (1)外部顧客に対する売上高 | 907,388 | 6,927 | 38,118 | 202 | 25,923 | 978,560 | ― | 978,560 |
| (2)セグメント間の内部売上高又は振替高 | 357 | 3,917 | 7,161 | 3,295 | 70,181 | 84,913 | (84,913) | ― |
| 計 | 907,746 | 10,845 | 45,279 | 3,497 | 96,104 | 1,063,474 | (84,913) | 978,560 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 9,110 | △116 | △71 | △1,861 | 1,235 | 8,297 | 54 | 8,352 |

（注）１ 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。
２ 各事業区分の主要な内容
(1) 百貨店業……衣料品、身廻品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
(2) クレジット・金融業……クレジットカード、貸金、損害保険代理、生命保険募集代理
(3) 小売・専門店業……婦人服、食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
(4) 友の会事業……友の会運営
(5) その他事業……不動産管理業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等
３ (1)百貨店業における有形固定資産の減価償却方法に関して、第１四半期連結会計期間より、建物附属設備は定額法に、構築物は定率法に統一することとしました。
この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、営業利益は1,717百万円増加しております。
(2)友の会事業は、前第３四半期連結会計期間まで「その他事業」に含めておりましたが、当該事業の営業損失割合が営業損失の生じているセグメントの営業損失の合計額の10%を超えたため、前連結会計年度より「友の会事業」として区分表示することに変更しました。なお、前第３四半期連結累計期間の「その他事業」に含まれる「友の会事業」の売上高は3,743百万円(内、外部顧客に対する売上高は287百万円)、営業損失は2,137百万円であります。

**【所在地別セグメント情報】**

**前第３四半期連結会計期間（自 平成20年10月１日 至 平成20年12月31日）及び当第３四半期連結会計期間（自 平成21年10月１日 至 平成21年12月31日）並びに前第３四半期連結累計期間（自 平成20年４月１日 至 平成20年12月31日）及び当第３四半期連結累計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年12月31日）**

**全セグメントの売上高の合計額に占める「本邦」の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。**

**【海外売上高】**

**前第３四半期連結会計期間（自 平成20年10月１日 至 平成20年12月31日）及び当第３四半期連結会計期間（自 平成21年10月１日 至 平成21年12月31日）並びに前第３四半期連結累計期間（自 平成20年４月１日 至 平成20年12月31日）及び当第３四半期連結累計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年12月31日）**

**海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。**

**(企業結合等関係)**

**当第３四半期連結会計期間(自 平成21年10月１日 至 平成21年12月31日)**

**(共通支配下の取引等)**

**Ⅰ．グループ内組織再編について**

**当社は、百貨店事業に係るグループ内の組織再編として、当社の完全子会社である株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」という。）から、株式会社岩田屋（以下「岩田屋」という。）、株式会社静岡伊勢丹（以下「静岡伊勢丹」という。）及び株式会社新潟伊勢丹（以下「新潟伊勢丹」という。）に係る経営管理並びに営業支援業務（以下「本件事業」という。）に関する権利義務を当社に承継させる吸収分割を平成21年10月1日に実施しました。**

**1. 組織再編の目的について**

**平成20年11月13日に発表いたしました「三越伊勢丹グループ3ヵ年計画（2009-2011年度）」の4つの重点戦略のひとつである「店舗体制の再構築」の具体策として、伊勢丹から岩田屋、静岡伊勢丹及び新潟伊勢丹に係る経営管理並びに営業支援業務を承継して、両社を直接子会社といたしました。**

**これにより、平成20年10月に当社と直接の資本関係となった株式会社ジェイアール西日本伊勢丹、平成21年7月末に株式会社丸井今井から事業を譲り受けた株式会社札幌丸井今井及び株式会社函館丸井今井とあわせ、持株会社（当社）の直下に三越、伊勢丹及び地域事業会社等の百貨店事業会社が並列する組織体制が構築されます。**

**かかる組織体制のもと、各地域の百貨店事業会社に権限委譲を行い、各地域に最適な意思決定をスピードをもって行うだけでなく、“地域のお客さまに愛される、地域のお客さまにとっての「マイデパートメントストア」”となるべく地域に密着した営業体制を構築し、迅速で細やかな営業施策の展開を推進する体制の整備を実現いたします。**

**２．会社分割について**

**(1) 会社分割の要旨**

**① 吸収分割の効力発生日**

**平成21年10月１日**

**② 分割方式**

**伊勢丹を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。**

**③ 承継により増加する資本金等**

**該当事項はありません。**

**④ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い**

**伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。**

**⑤ 承継会社が承継する権利義務**

**当社は、吸収分割契約の定めに従って、効力発生日において伊勢丹が本件事業に関して有する岩田屋、静岡伊勢丹及び新潟伊勢丹の株式並びに当該株式に関する権利義務を承継します。**

**３．承継する事業部門の概要**

**(1) 承継する部門の事業内容**

**岩田屋、静岡伊勢丹及び新潟伊勢丹に係る経営管理並びに営業支援業務**

**(2)承継する資産、負債の項目及び金額**

| 資産 | |
|---|---|
| 項目 | 帳簿価額 |
| 岩田屋株式 | 6,259百万円 |
| 静岡伊勢丹株式 | 111百万円 |
| 新潟伊勢丹株式 | 1,008百万円 |
| 合計 | 7,380百万円 |

**Ⅱ．株式交換について**

**１．対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要**

**(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容**

**株式会社岩田屋**

**百貨店業**

**(2) 企業結合の法的形式**

**当社を株式交換完全親会社とし、株式会社岩田屋を株式交換完全子会社とする株式交換**

**(3) 結合後企業の名称**

**株式会社岩田屋**

**(4) 取引の目的を含む取引の概要**

**厳しい環境の下、当社及び株式会社岩田屋が競争に打ち勝つためには、お客さまの期待を上回る販売サービスやMD（営業施策）の提供を、これまで以上に高いレベルでかつスピーディーに実現することが不可欠となります。そして、その実現に向けては、三越伊勢丹グループの総力を挙げた支援と、福岡エリアにおける最適な意思決定をスピードを持って行うことができる体制の整備が必要であり、そのためには、当社が岩田屋を完全子会社化することが最善の策であると判断し、株式交換を致しました。**

**２．実施した会計処理の概要**

**少数株主との取引**

**３．子会社株式の追加取得に関する事項**

**(1) 取得原価及びその内訳**

| | |
|---|---|
| **取得の対価** | |
| **当社の株式** | **5,847百万円** |
| **取得に直接要した支出** | |
| **アドバイザリー費用等** | **68百万円** |
| **取得原価** | **5,916百万円** |

**(2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数及びその評価額**

**① 株式の種類及び交換比率**

**株式会社岩田屋の普通株式１株に対して、当社の普通株式0.3株を割当て交付いたします。**

**② 交換比率の算定方法**

**当社は三菱UFJ証券株式会社を、株式会社岩田屋は大和証券株式会社をそれぞれ第三者機関として選定して株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果をもとに当事者間で協議の上、決定しました。**

**③ 交付株式数及びその評価額**

**交付株式数 6,690,992株**

**評価額 5,916百万円**

**(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間**

**① のれんの金額**

**1,755百万円**

**② 発生原因**

**子会社株式の追加取得分の取得原価と当該追加取得に伴う少数株主持分の減少額との差額によるものであります。**

**③ 償却の方法及び償却期間**

**５年間で均等償却**

## （１株当たり情報）

### １　１株当たり純資産額

| 当第３四半期連結会計期間末<br>（平成21年12月31日） | 前連結会計年度末<br>（平成21年３月31日） |
|---|---|
| １株当たり純資産額　1,176.11円 | １株当たり純資産額　1,225.85円 |

### ２　１株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額

第３四半期連結累計期間

| 前第３四半期連結累計期間<br>（自　平成20年４月１日<br>至　平成20年12月31日） | | 当第３四半期連結累計期間<br>（自　平成21年４月１日<br>至　平成21年12月31日） | |
|---|---|---|---|
| １株当たり四半期純利益金額 | 40.62円 | １株当たり四半期純損失金額 | 26.87円 |
| 潜在株式調整後<br>１株当たり四半期純利益金額 | 40.61円 | なお、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。 | |

（注）１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

| | 前第３四半期連結累計期間<br>（自　平成20年４月１日<br>至　平成20年12月31日） | 当第３四半期連結累計期間<br>（自　平成21年４月１日<br>至　平成21年12月31日） |
|---|---|---|
| 四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失（△）（百万円） | 15,752 | △10,475 |
| 普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失（△）（百万円） | 15,752 | △10,475 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳（百万円） | ― | ― |
| 普通株主に帰属しない金額（百万円） | ― | ― |
| 普通株式の期中平均株式数（千株） | 387,798 | 389,798 |
| 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳（百万円） | ― | ― |
| 四半期純利益調整額（百万円） | ― | ― |
| 普通株式増加数（千株） | 110 | ― |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要 | ― | ― |

**第３四半期連結会計期間**

| 前第３四半期連結会計期間<br>(自 平成20年10月１日<br>至 平成20年12月31日) | 当第３四半期連結会計期間<br>(自 平成21年10月１日<br>至 平成21年12月31日) |
|---|---|
| １株当たり四半期純利益金額　9.17円<br>潜在株式調整後<br>１株当たり四半期純利益金額　9.16円 | １株当たり四半期純損失金額　37.26円<br>なお、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。 |

(注) １株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

| | 前第３四半期連結会計期間<br>(自 平成20年10月１日<br>至 平成20年12月31日) | 当第３四半期連結会計期間<br>(自 平成21年10月１日<br>至 平成21年12月31日) |
|---|---|---|
| 四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失（△）（百万円） | 3,554 | △14,634 |
| 普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失（△）（百万円） | 3,554 | △14,634 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳（百万円） | ― | ― |
| 普通株主に帰属しない金額（百万円） | ― | ― |
| 普通株式の期中平均株式数（千株） | 387,790 | 392,820 |
| 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳（百万円） | ― | ― |
| 四半期純利益調整額（百万円） | ― | ― |
| 普通株式増加数（千株） | 89 | ― |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要 | ― | ― |

**(重要な後発事象)**

**当第３四半期連結会計期間（自 平成21年10月１日 至 平成21年12月31日）**

**当社の連結子会社である株式会社三越は、平成22年１月29日に三越池袋店の土地・建物等をシンプレクス・リート投資法人に譲渡し引渡を完了しました。**

**１.譲渡の理由**

**同社では、従来から所有不動産について、資産価値の最大化とその利用のあり方を吟味し、今後の活用について検討を重ねてまいりました。**

**今回の三越池袋店の営業終了に伴い、収益力向上のための新たな投資資金確保に加え、財務体質の改善、有利子負債の削減を目的として譲渡するものです。**

**２.譲渡資産の内容**

**① 資産の種類　土地・建物・借地権**

**② 所 在 地　東京都豊島区東池袋一丁目５番７外**

**③ 帳 簿 価 格　55,934百万円**

**④ 譲 渡 価 格　75,000百万円**

**３.譲渡先の概要**

**① 商　　号　シンプレクス・リート投資法人**

**② 本店所在地　東京都千代田区丸の内一丁目５番１号**

**③ 代　表　者　執行役員 野崎 義雄**

**④ 当社との関係　当社とシンプレクス・リート投資法人との間には資本的関係はありません。**

**４.連結損益に与える影響**

**当連結会計年度において、固定資産売却益16,615百万円（平成22年１月末現在）を特別利益として計上する予定であります。**

**(リース取引関係)**

**前連結会計年度末と比較して著しい変動はありません。**

## ２ 【その他】

**該当事項はありません。**

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

**該当事項はありません。**

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成２１年２月１３日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | |
|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　長　坂　　隆　㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　関　口　弘　和　㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　永　澤　宏　一　㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　阪　中　　修　㊞ |

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間(平成２０年１０月１日から平成２０年１２月３１日まで)及び第３四半期連結累計期間(平成２０年４月１日から平成２０年１２月３１日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の平成２０年１２月３１日現在の財政状態、同日をもって終了する第３四半期連結会計期間及び第３四半期連結累計期間の経営成績並びに第３四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) １ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２ 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成２２年2月１２日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | |
|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　長　坂　　隆　㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　関　口　弘　和　㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　永　澤　宏　一　㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　阪　中　　修　㊞ |

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間(平成２１年１０月１日から平成２１年１２月３１日まで)及び第３四半期連結累計期間(平成２１年４月１日から平成２１年１２月３１日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の平成２１年１２月３１日現在の財政状態、同日をもって終了する第３四半期連結会計期間及び第３四半期連結累計期間の経営成績並びに第３四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

１．「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に関する記載」に記載されているとおり、会社は、当第１四半期連結会計期間より、百貨店セグメントの有形固定資産の減価償却方法を変更している。

２．「重要な後発事象」に記載されているとおり、連結子会社である株式会社三越は、固定資産を譲渡している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) １　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

２　四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。